

# 出入国在留管理庁 資料

# 政府決定文書における位置づけ

## 海外からの人材・資金を呼び込むためのアクションプラン（令和5年4月26日対日直接投資推進会議決定）

### （2）外国人起業家・投資家の在留資格の要件緩和

○海外のエンジェル投資家に対する在留資格付与の円滑化を図る。【法務省、経済産業省】

## 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版（令和5年6月16日閣議決定）

### V. 企業の参入・退出の円滑化とスタートアップ育成5か年計画の推進 2. スタートアップ育成5か年計画の推進

#### （4）スタートアップ創出に向けた人材・ネットワークの構築 ⑭海外起業家・投資家の誘致拡大

英国等の諸外国の事例を参照し、国家戦略特区の枠組みも活用しつつ、資産額やスタートアップへの投資実績等を基に、一定額を日本国内に投資すること等を要件として、投資家（エンジェル投資家を含む）向けビザの創設を検討する。

## 結論・今後の検討の方向性

- 国家戦略特区の制度として、東京都・渋谷区の提案する要件等も参考に、マネーロンダリング等の不正事案が起こらないよう、特区自治体において対象とする投資家を認定・管理することを要件とし、「特区内のスタートアップへ一定額以上の投資行為及び助言等のスタートアップを育成する活動」を行う優れた外国人投資家について、長期間の滞在を可能とする在留制度の創設を検討することとしたい
- 今後は、特区自治体及び対象投資家に課す詳細な要件や、付与する在留資格・在留期間等について、内閣府及び提案自治体とともに検討・協議を進めたい